

視聴履歴等の取扱いに係る検討について (2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮) 再修正版

平成29年6月7日

事務局

視聴履歴取扱指針等で定めることが望まれる事項

2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮

1. 要配慮個人情報の推知

◆ 放送分野ガイドライン改正案(以下、「GL」という。)第34条の要配慮個人情報の推知に関して、次の事項を明記。

○ 推知を禁じる規律の整備

1) 視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じなければならない。

【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例1」】

活用方法として認められる「趣味・嗜好」の推知と、禁止すべき「要配慮個人情報」の推知のそれぞれに該当する具体例を対比する等により、視聴履歴の解析の結果、推知されうる要配慮個人情報の例と禁止される行動の理解を促すことが望ましい。【GL第34条】

(対処例)

- 個人情報保護規程に、禁止すべき要配慮個人情報の推知に該当する具体例を明示する。

<記載例>

視聴履歴を解析して分類した思想・信条のカテゴリを、放送受信者等の情報の一部としてデータベースに格納してはならない。

- 個人情報保護規程に要配慮個人情報の推知の禁止を規定し、視聴履歴の取扱マニュアル等において、視聴履歴の解析において問題になる「要配慮個人情報」の推知について、具体例を対比して解説する。

<記載例>

視聴履歴を解析して、要配慮個人情報(人種、思想・信条、病歴、障害等の機微情報)を推知することは禁止されており、取扱いには注意が必要である。

(思想・信条の推知が問題になり得る例)

- 「〇〇教」の教義を解説する番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 視聴履歴単体、または他の情報との組み合わせにより「〇〇教徒」と推知した結果をデータベースに格納する。

(思想・信条の推知が問題になり得る例)

- 「国際問題」をテーマとする政治討論番組を好んで視聴するという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 視聴履歴単体、または他の情報との組み合わせにより「〇〇党を支持」と推知し、データベースに格納する。

(病歴の推知が問題になり得る例)

- 「メンタルヘルス」をテーマとする健康情報番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 「鬱病」など特定の疾患の病名を推知し、データベースに格納する。

- 2) 視聴履歴を第三者へ提供する場合は、その契約の条件として、当該第三者が契約時の目的外の利用を禁じること及び安全管理措置を講じることについて、規定しなければならない。【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例3」】
- 3) 視聴履歴の取扱いに関して、放送受信者等に、要配慮個人情報の推知に対する不信を抱かれるような行為を抑止するよう努めることが望ましい。

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、要配慮個人情報の推知に係る不適切な行為に該当する可能性のある具体例を明記して注意喚起をする。

<記載例>

あらかじめ視聴履歴の利用目的の一つにDM送付を含めて同意を取得していたとしても、ガン治療に関する番組を視聴した視聴者に対して、ガン治療の専門機関のDMを送ることは、視聴者の不信を招く場合もあるので、病歴の推知は行っていないことの説明を加える等、注意が必要である。

2. テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮

◆ テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮として、次の①～⑤の事項を明記。

① 世帯構成員への周知(再掲)

放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。【GL第35条第1項】

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

② 同意の主体

視聴履歴の取扱いに係る同意は、世帯構成員の視聴履歴も併せて取得されることについて、世帯構成員から同意を得た上で、契約者等の個人情報の本人から取得しなければならない。【GL第35条第1項】

③ 同意の撤回

視聴履歴に係る同意の撤回は、契約者等の個人情報の本人が行う。視聴履歴に係る同意の撤回を、本人以外の世帯構成員から受け付ける場合は、本人の同意が必要であることを注意喚起しなければならない。【GL第35条第3項】

④ 開示請求

視聴履歴に係る開示請求は、世帯構成員のプライバシー侵害の可能性のあることから、世帯構成員の了解を得たものであるか確認することが望ましい。【GL第21条第1項関連】

⑤ 世帯でテレビ受信機を複数台所有している場合

同一世帯において複数台のテレビ受信機により視聴している場合、視聴履歴の取扱いに係る同意の取得及び同意の撤回への対処は、テレビ受信機毎に行えるようにすることが望ましい。【GL第35条第1項関連】

同意の撤回は、それが、特定のテレビに対してのみのものか、世帯で所有する全てのテレビに対してのものか放送受信者等が判別できるように配慮することが望ましい。【GL第35条第1項関連】

3. 視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定

◆ 視聴履歴の利用目的の特定とこれに対応する保存期間に関して、次の①,②の事項を明記。

- ① 視聴履歴については、あらかじめ利用目的を特定し、その達成に必要な期間と合理的に認められる保存期間を定めるとともに、長期間保存することによる漏えいや**過剰な**プロファイリングのリスクに配慮し、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、遅滞なく消去するよう努めなければならない。【GL第10条】
- ② 放送受信者等が視聴履歴に係る同意を撤回した場合は、撤回前に取得していた視聴履歴を、課金、統計作成、匿名加工情報の作成を利用目的とする場合を除いて、消去するよう努めなければならない。【GL第10条関連】

4. 非特定視聴履歴の取扱いについて

◆ 非特定視聴履歴は個人情報に関する義務は生じないが、特定個人の識別リスクの観点から、以下の事項を明記。

- ① 非特定視聴履歴は、視聴履歴を有する事業者等に対して提供される場合、特定の個人が識別されてしまう可能性があることに留意しなければならない。
- ② 視聴履歴を有する事業者等において、あらかじめ非特定視聴履歴の取得を通じた個人情報の取得に同意を得ていない限り、非特定視聴履歴を取得し、特定の個人を識別、又は、容易に照合できる状態にすることは、個人情報の不適正な取得となり、削除が必要となるので留意しなければならない。(料金又は代金の支払、統計の作成、匿名加工情報の作成を目的とする場合であって、本人に通知、又は公表を行うときはこの限りではない。)**【GL第7条第1項、第35条第1項】**

※利用規約などによる包括同意で取得するか否かに関わらず、事前の同意については、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報として、保有する機器が個人情報の取得の対象か否かについて判断できるようにした上で取得することが必要である。